

広島市条例第22号

令和8年3月27日

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島市安芸市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 安芸市民病院事業の附帯事業として、介護医療院（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）を設置する。

第2条第2項第4号中「80床及び療養病床60床」を「100床」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 安芸市民病院事業として経営する介護医療院の名称及び入所定員は、次のとおりとする。

(1) 名称 広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院

(2) 入所定員 40人

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

第7条中「広島市医師会運営・安芸市民病院」の右に「及び広島市医師会運営・安芸市民病院介護医療院」を加える。

第8条第2項第4号中「病院」の右に「及び介護医療院」を、「医療」の右に「及び介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。第10条第1号において同じ。）」を加える。

第10条第1号中「検診」の右に「並びに介護医療院サービス」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同年9月24日から施行する。